

地方分権の推進

地方分権を推進するため、自己決定・自己責任の原則の下、住民に身近なサービスの提供は各地域で責任を持って選択することが求められます。そのために、個々の市町の自立・体制整備が必要になってきます。

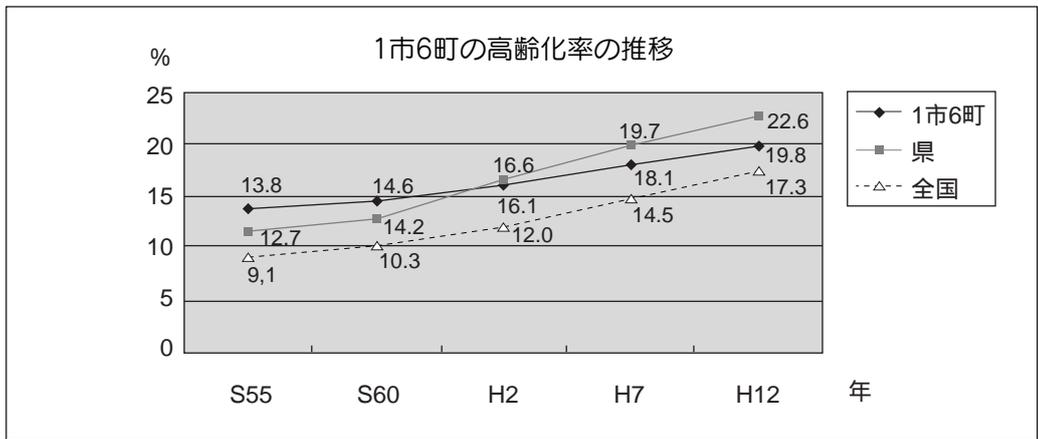
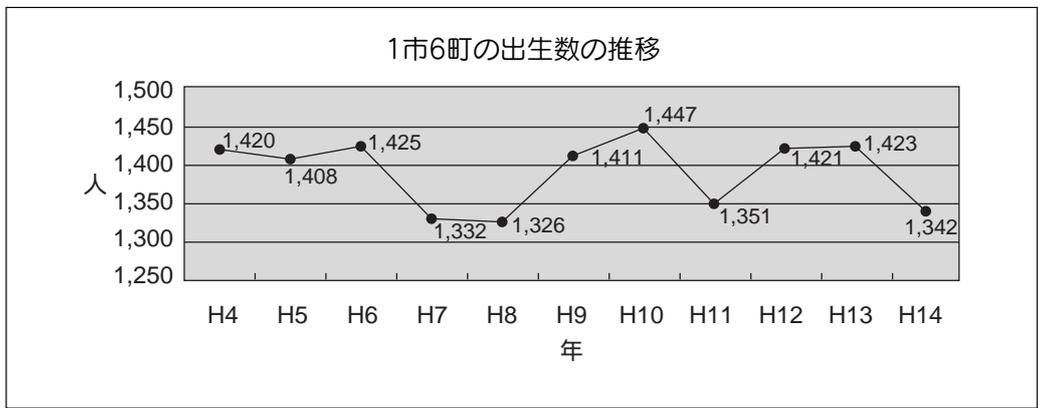
これからは、個々の市町において、政策を立案し、住民にわかりやすく説明することや、選択・実施する施策を裏付けるだけの税等財政基盤を充実することが求められます。

規模の小さな市町では職員が多くの仕事を兼務しており、専門的な面などで高度なサービスを提供することが困難になってきています。

少子・高齢化の進展

1市6町の0歳から14歳までの年少人口の割合は年々減少し、平成12年に16.9%であったものが、平成27年には16.5%、平成37年には15.7%まで減少することが見込まれています。これに対し、65歳以上の老年人口の割合は、平成12年の19.8%から平成27年には22.8%、平成37年には26.0%まで増加することが予想されます。

このような少子・高齢化の進展は、特に中山間地などにある町への影響が大きく、行政体制の再検討をしなければ、行政サービスのレベルの維持を図ることが困難になると予想されます。特に、福祉サービスなど、高齢社会に対応してより充実化が求められる行政分野については、従来の市町の単位では、適切な対応が難しい状況になりつつあります。



国・地方を通じた財政の著しい悪化

地方の借入金残高は、平成14年度末で約195兆円、国・地方を合わせた債務残高は、約693兆円（対GDP比143%）にのぼっています。

一般的に小規模市町村ほど税財政基盤は弱いのですが、合併により基盤を強化し、少子・高齢社会においても、基幹的な行政サービスの提供に支障がないようにすることが望めます。

〇1市6町の財政見直し

1市6町が合併しなかった場合の財政シミュレーション結果は、下表の通りとなり、**現在の標準的な行政サービス水準を維持すると仮定し、歳入不足の場合は基金を繰り入れて運営していくとすると、各市町とも平成21年度から26年度までには基金（貯金）が赤字に転じます。**

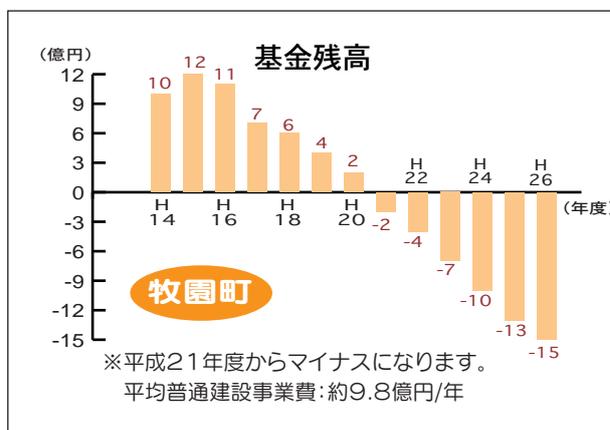
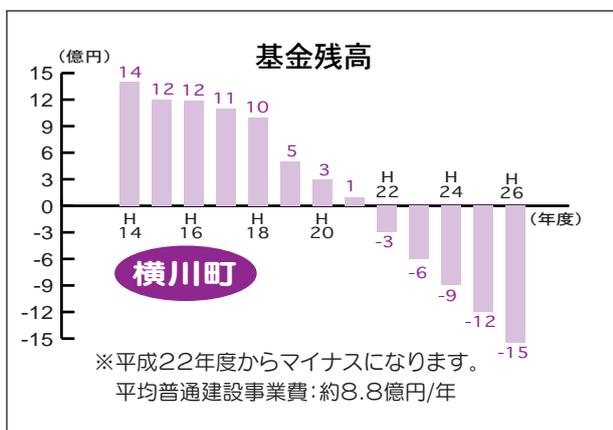
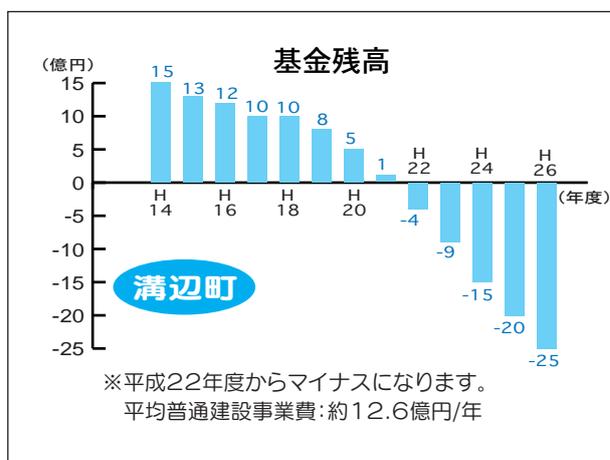
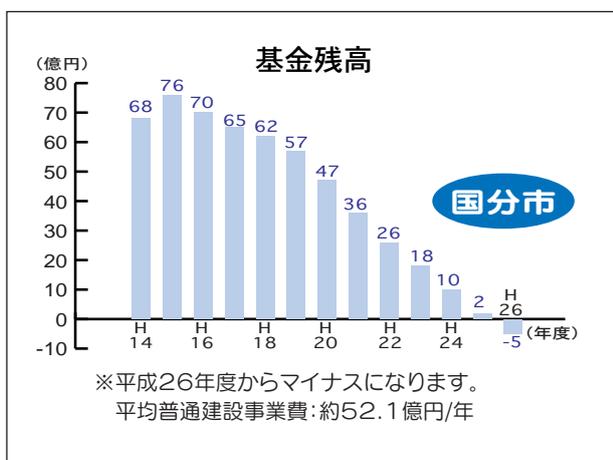
なお、計算の設定条件は、次のような条件で行っています。

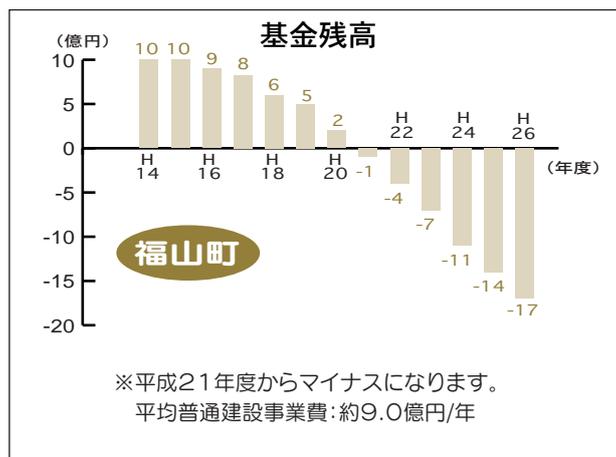
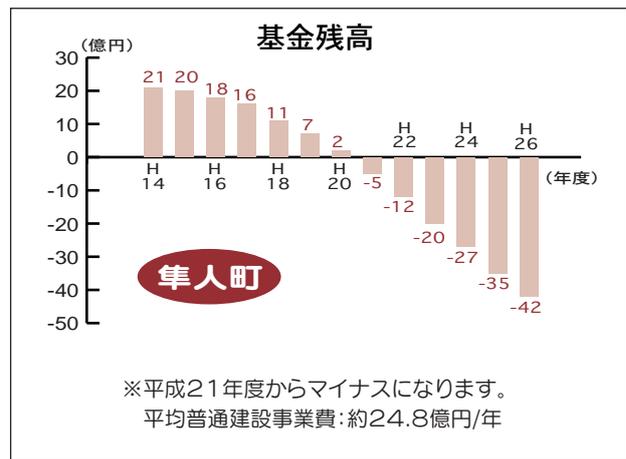
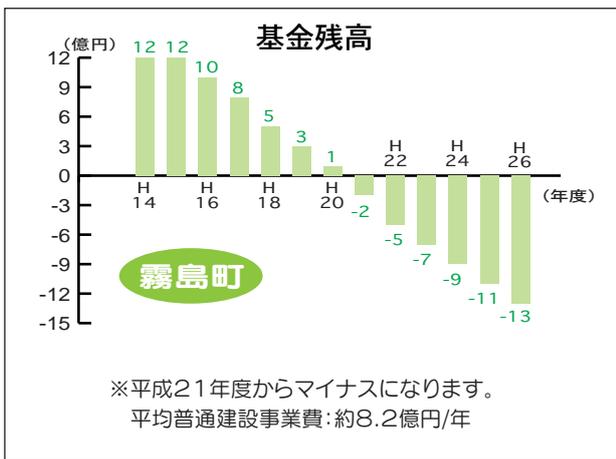
- ① 歳入に関する地方税、地方交付税の算出には、上記の小地域簡易将来人口推計システム（H10、H15の変化率による人口）を用いています。

※前回（平成14年11月）のシミュレーションは、小地域簡易将来人口推計システム（H9、H14の変化率による人口）を用いています。

- ② 歳出に関しては、普通建設事業費（通常行うべき事業）を平成17年度から19年度の3年間を積み上げ、その後は、この行政サービスを維持すると仮定して、平成20年度以降は3年間の平均に回帰式を用いて、シミュレーションを行っています。

各市町の単独での財政シミュレーション結果





各市町とも合併しなければ、今後、普通建設事業費等の投資的経費の削減のみならず、人件費、物件費等の義務的経費の削減まで検討しなければ運営していけなくなります。

◎合併の効果

(1) 行政のスリム化

①管理部門経費の削減効果 (物件費)

10年間で 約 16 億円

②市町長等、議員及び職員の定数減・退職による人件費削減効果

●市町長等及び議員の定数減

市町長等： 28人→ 4人 (合併と同時に原則 4人になります)

議 員：120人→ 34人 (特例期間後は 34人が上限)

10年間で 約 50 億円

●職員の減少

[現市町の職員数合計 約 1,200人 (平成 15年 4月 1日現在)]

定年退職者の 3/5 を新規採用した場合、約 960人 (同規模の団体指標参照)

10年間で 約 94 億円

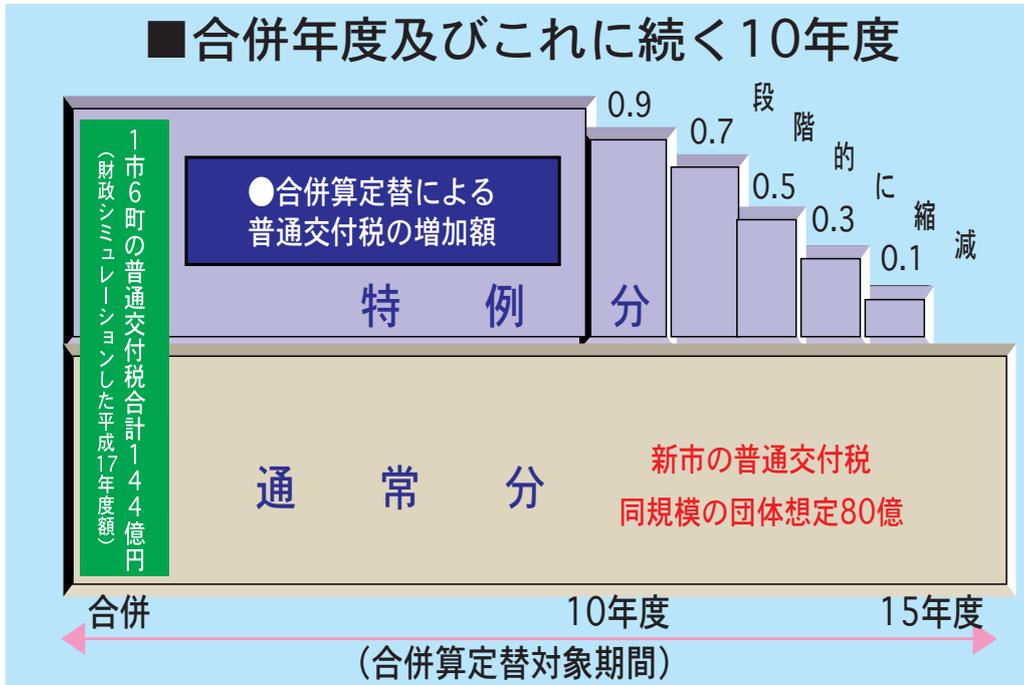
(各種委員等の減少分約 37 億円が含まれています。)

(2) 合併による国・県の支援

平成17年3月までに合併した場合、次のような支援が国、県から受けることができるため、合併をきっかけにした地域振興が図られます。

●普通交付税措置

- ①合併算定替・・・合併後10か年度間は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。その後5か年度間で段階的に縮減。



- ②臨時的経費に対する措置・・・約16億円

- 特別交付税措置・・・約10億円
- 合併市町補助金（国庫支出金）・・・約8億円
- 合併特例交付金（県支出金）・・・約10億円
- 合併特例債

建設事業費分・・・400億円（借入限度額546億円）
基金造成費分・・・38億円（借入限度額38億円）

◎合併後10年間の歳入、歳出の合併効果

各市町の収支を単純累計すると基金残高は約132億円のマイナスになります。仮に合併したとすると、合併特例債を含まない10年間の歳入（交付税、国・県の支出金等）、歳出（人件費、物件費等）の合併効果は約201億円となり、約69億円の黒字になります。

合併効果による収支状況 (単位：億円)

10年間の合併効果			10年間の基金 残高の累計	差引合計
歳入	歳出	合計		
88	113	201	△132	69

(4)新市のまちづくり計画策定の方針

本計画の策定に当たっては、将来を見据えた長期的視点に立ち、1市6町のこれまでの基本構想をはじめ、国、県及び地域の上位計画等との整合を図りつつ、住民意識調査やまちづくりフォーラム提言などを参考に、これからの時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進するうえでの指針を示すことを旨として、おおむね次のような基本方針で策定していくものとします。

1) 計画の趣旨

本計画は、市町村合併の特例に関する法律に基づき、国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町（以下「1市6町」という。）の合併に際し、住民が合併の適否を判断するための材料と、合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものであり、本計画を実現することにより、1市6町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、これを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね10か年の期間について定めるものとします。